慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	私学の公共性について : 価値基準の問題点
Sub Title	On publicity of endowed schools : problems of value-standard
Author	佐藤, 順一(Sato, Junichi)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1970
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.10 (1970.) ,p.69- 77
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000010-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

私学の公共性について
——価値基準の問題点——

On Publicity of Endowed Schools
——Problems of Value-Standard——

佐　藤　順　一
Junichi Sato

はじめに

私学の頽廃と衰微とに向けられた種々の私学批判，および経営者の私学経営目的の合理化に対する批判は，私学の今日的意味を特徴づけるものとして重要な意味を持っている。

それにも拘わらず，これらの私学批判の基本原理とされている私学の「公共性」および「自主性」の窮極における「価値基準」化は，厳密な規定を与えられないまま「半ば常識化」[1] されている。

このような基準の明晰さを欠く批判や経営の目的——手段のプログラム化は，問題の焦点を明確にしないばかりでなく，経営目的の設定においても，批判するものと，，れているものとの立場を越えて，意思が調整され，合理的な目的——手段を発見することはできないだろう。

わたくしは，今日の私学論のこの点に注目し，特に公共性概念の検討を通して，私学経営の目的——手段の客観化の可能性を探索しようと思う。

なおここで「価値基準」という言葉は，何か耳新しい，特殊な概念のように思われるかも知れないが，特にそうではなく，たとえば，私学は「……であるべきだ」というような指令を発する場合，それは何を基準としていえるのか，その場合の「良い」と判断され，志向されるもの，および，それ自身のもつ価値性といったことである。

1. 戦後の私学法制における公共性

さて，「戦後の私学問題」を提唱し，自から詳細な私学の実態分析を行なった大沢氏は，「公共性」について，兼子氏を援用しながら次のように定義している。

「私学の『公共性』とは，憲法第八九条に規定する，『公の支配』を受ける公的教育事業であり，かつ，その具体的内容は，国民全体に対して教育的文化的責任を分担する公的性質を公的教育機関として，法制上，憲法，教育基本法，学校教育法，私立学校法等の制約をもったものである（兼子仁「教育裁判判例集」）。（したがって，私学の『公共性』は，いかなる意味においても，教育基本法制からの逸脱を許さない性質のものであり，それゆえに，国民の教育を受ける権利の保障を内在的条件とする性質のものである。」[2]

この陳述は，他の一般的な私学論と同様に公共性の根拠を法律に置いている。

ここで，この定義が，十分な明晰性と合理性とを持つものと判断できるためには（一部兼子氏の定義をも含むわけであるが），次の諸点が判明していなければならない。

1. 憲法第89条の「公の支配」とはどのようなことを意味しているものであるか。それによって，「公的教育事業」とか「公的性質」「公的教育機関」などの定義が規定できる可能性が与えられるかどうかが明確となる。

2. ここで私学の「公共性」は，教育基本法制の内在的に包括された関係にあると見做されるから，私学の公共性という観点からは，私学法批判の基準とはなりえないと解されるが，公共性の基準性というものはそのようなものなのだろうか（後述）。

3. 「国民全体に対して」と立法および行政などの法制定権力と行政権力（国家権力）とが矛盾なく合理的に

両立するものと判断されるのだろうか。従来この種の問題は，極めて両立し難い問題として扱かわれてきたが，これが両立する具体的事実はどのようなものを示しているのだろうか。

4．「国民の教育を受ける権利の保障」の内包が，理念なのか，事実なのか。前者である場合には，目的——手段関係が明晰に意識され，かつ，合法的に調整されることが証明されなければ，その志向される理念がより良いものであるとする保障は何もないのである。したがって「国民の権利保障」というものの具体的な対象が明示されることが条件である。後者の場合は，その事実が具体的に指示できる経験的なものであることが必要である。それは何なのか。

5．兼子氏の援用において，兼子氏が，私学問題を法制に適応する場合の，法的レベルにおける合法性を問題にしているが，大沢氏も，私学の公共性を同一レベルの問題として考察されているのかどうか（後述）。

6．私学の公共性が，価値基準としての厳密な根拠を法制に求める場合，法律はそれに応える十分な法自体の合理性を明確にもちいるものであるのかどうか，などの諸点についてである。

これらの諸点については，全体的に検討する必要があるが，ここでは次の二点にしぼって，その中で他の点にも触れることにしたい。

一つは，「公共性」および「公の支配」の概念の定義について，もう一つは，法律が「公共性」の価値基準となりえるかという点である。

まず，大沢氏は，公の支配の意味を次のように規定している。「『公の支配』の意味は，一つは，私立大学の自治確立の原則，国民の諸権利，なかんずくその教育保障の原則，もう一つは，教育基本法第十条に規定された教育行政の責任の原則——教育における国民主権の原則から明らかにされなければならない」[3] としている。この陳述において，大沢氏は，少なくとも上にのべたような原則が存在していると考えて，その原則に整合する「公の支配」を想定している。

ここで，大沢氏が，これらの原則とは何であるかについて，どのように理論的に認識しているかについて検討する必要があるが，その点については，何の指示も与えていない。したがって，ここでは，「公の支配」と「公共性」との関係について一般的問題として検討することにする。

それには，戦後私学が担った公共性とは何んであったかを，私立学校法の成立過程から考察することが有効であろう。何故なら，法の成立過程には，最少限度の解釈の基準がみいだされていることは，例外を除いて存在すると判断するからである。

戦後の教育改革，その中での私学制度の検討の中で，教育刷新委員会は，私学の公共性を次のように付与している。

「私立学校の基礎を確実にするには，学校経営主体の健全な発達を助成し，これに公共的民主的性格を付与するため，これを民法法人とは別個の特別法人とすることが望ましい。このためには，学校法人法を制定し」[4]「私学の公共性を法的に確認するための措置を講ずること」[5] としている。

この建議のいうところの「公共性」の法的措置とは，次の三点である。

(1) 教職員を法令によって公務に従事する職員とみなすこと。(2) 免税免租その他の財政的援助を与えるようにすること。(3) 法人に対する主務官庁の解散権，役員に対する主務官庁の解散権を認めること，である。

この建議は，逼迫した私学の財政危機に際し，国や地方公共団体が私学に対し助成することができる措置として「公の支配」(憲法第89条) に属する私学を構想したものである。

ここでの「公共性」は，私学が現にそれを所有している事実を示唆し，それを法制的に確認するという過程である。その内容として示された公共性とは「私学は国又は地方公共団体が当然なすべき教育の一部を分担し，国家教育の使命を果し」[6] ているということに対してである。

この建議には種々の問題があるが，次の二点は，明確であることが特に重要である。

一つは，学校教育は国家の専属事業なのかということと，もう一つは，国家教育とは何んであり，具体的にどのようなことを示しているのであるかということである。

後者については，特に規定が与えられていない概念であり，それが，国家による教育なのか，国家に役に立つ人間の教育なのか，など対象とする内容が曖昧である。とくに，戦後の教育権の一般行政からの独立を建前とする法制にあっては，国家教育という概念が，一般に戦前の国家主義的教育観と同一される場合もあると思われるので，現行法制上親しまない概念と思われる。

前者については，見解が二つに分れる。(1) は，国家が学校教育の主体であるとする立場である。これは，一般に文部省などの考え方で，教育基本法第6条に基づき，「学校教育は国家の専属事業であり，国が自から行う場

合の外は，国家の特許によってのみこれを経営することができる」とし，更に「従って，私立学校は，国が自から行なうべき事業を，国に代って行なっているものと解せられるから，私立学校は，公共性を有する」[7] とするものである。

この解釈において，公共性とは国家の行為および，その特許事業ということである。しかし，この陳述には，「特許」の意味を，現行法制の中でどのように位置づけているか，現代国家をどのように理解しているかが明確でない。戦後の法制は，戦前の絶対君主制を否定し，国家の主権を国民に置いているのであるから，建前としての国家の行為は，国民の志向に従属するものである。したがって，教育のような，極めて自然発生的な国民の要求する事業に，国家の特許によるという観念が，現行法制に基礎づけられるとすれば，それは矛盾である。また，この陳述には，憲法第23条（学問の自由），第26条(国民の教育を受ける権利)，および教育基本法第3条（教育の機会均等），第10条（教育行政）などの，国家の教育関与の必然性と限界とを定めた条項などが解釈のファクターとなっていない点で法解釈上の厳密性にも欠けている。他方，これに反対する (2) の見解においては，憲法，教育基本法などの法解釈を厳密に規定して，公共性を次のように解している。すなわち，「系統的な学校制度において実現される学校教育が，特定の一部の人の間にのみ行なわれるべきものではなく，一般国民のものとして，一般国民のために，その手によって行なわれるべきものであり，「学校教育事業は，国民全体のものであるという基盤の上に立って行なわれるべき，公的事業であり，公共のために行なわれる」として，私学の場合にあっても，教育事業そのものに「公の性質」[8] があると解している。ここで，公共とは，「特定の一部の人」でない「一般国民」ということである。この陳述は，法制的に厳密であると思われるが，「一般国民」と「公共」とが語用上同一であるとする根拠が明確でないし，また，この二つの概念と法制，そこにおける国家との関係が必ずしも具体的なものを示していない。もし，学校事業自体が公の性質をもつものとするならば，私学の実体分析における公共性問題などは成立しないものだろう。もちろん，この陳述は，法制上の解釈として，建前としての学校ということであって，それは，事実関係ではないのだとみることもできる。しかし，法は従来解釈されるものであり，法自体が指令を発するものではない。したがって，それは解釈するものの立場によって異る。それ故に，そこから導出される公共性の概念も種々である。このことは，当然のことであり，その種々の解釈でもっとも，もっともらしい解釈が具体的な対象を判断する原理であるとされてきた。しかし，この「もっともふさわしい解釈」を判断するための操作手段については，必ずしも具体的な事実的なものを指示するものではなく，法における無矛盾性というものが定式化してきている。これについては，後に具体例を示すことがあろうが，法は人間とその行為としての現象との関係によって発生したもので，法自体の解釈よりは，事実的な人間との関係が法解釈の基礎となるべきものではなかろうか。

次に (1) と (2) との両者の陳述において，問題にされなければならないのは，公共についての二つの観念，すなわち，国家を主体とする観念と，一般国民（私人ではない）を主体とする観念の差異についてである。この点に関し，前者にあっては，国家とは何かの観念に欠けており，国家構造の具体的な機能が，どのような関係において，公共性概念との同質性を有するのか判明し難いのである。

後者は，一般国民のという観念と，その国民の意思表示のプロセスが明示されておらず，この観念から，ある事実を想定することは不可能である。このように，両者ともに，語用上の，用語とその負わされない関係とが明晰でない故に，この両者が対立する見解なのかどうかさえ判断できない曖昧なものなのである。

この両者における第三の問題点は，国家といい，一般国民といい，抽象的な概念であり，そこから導出される公共性が，私学の在り方を示す，いわば価値概念として定義されていることである。つまり国家が志向する行為が総ての国民にとって価値的であるとか，一般国民の要望を満すことが価値的であるとかいうことは，実践的な場において何を具体的な対象として抽出するかで決定されるものであり，抽象的な言語の操作によって導出されるとは思われない。つまり，国家と国民とは，ある事実関係においては対立的であったり，妥協的であったりするものである。また，ある事実関係の中では，総ての国民が相互に対立的であるとさえいえるかも知れないのである。もちろん，国民の総てが，仮に同一の要求を持ったとして，その「思い」自体が，実践的に対立的であるか，あるいは共通的意思だとしても，それが「良い」ことだとして実践指令を発し得るのかについては，なお問題があると思われる。したがって，国家とか，一般国民といった観念を一義的に価値的に定義することは問題であろう。

このように，私学の公共性概念の定義が，語用上の明

晰性を欠き，具体的な事実関係を提示することのない場合には，事実のもつ複合性から，価値の整合が判明し得ないものとなる。

また，これらの立論が根拠としている法律が，公共性の価値基準を導出する根拠となり得るものなのかどうかについても吟味する必要があろう。この問題は，法とは何か，法の成立における種々の構成要因など複雑な問題へ係わるが，ここでは，法制度そのものの社会的関係を問題の外に置き，仮に現行の法制が是認された場合を前提としてとり上げることにする。

公共性などの社会科学的概念は，一般に，事実関係と機能とを実質的には包摂する概念として問題にされることが多い。したがって，ここでは，抽象的に法文を解明するよりも，公共性概念を法文中に規定した過程を示すことから，法の具体的内容を探る方が，有効であると思う。前の場合と同じく，私立学校法成立に係わる審議過程からアプローチすることとする。

私立学校法第1条には「……その自主性を重んじ，公共性を高めること……」とある。ここで「公共性」というのは，「公の支配」であるということで，それは，「文部大臣，知事，あるいはその下の官僚の支配ということ」[9] である。このことは，憲法制定議会においても，その第89条と私学との関係の答弁の中で確認されている。すなわち，昭和21年の憲法議会において，金森国務相は，「公ノ支配ニ属スルト云フ言葉ノ意味ハ……国家ノ定ムル法令ヲ基礎トシテ国家ガソレヲ十分調ハバ監督管理トカ云フヤウナ方法ヲ執ッテ居ル」ことで，その程度は，「国ガ十分其ノ……事業ニ対シテ発言権ト監督権トヲ持ッテ居ル」[10] ことだとしている。

ここでの「公の支配」の意味は，一見具体的なものを指示しているように思われる。すなわち，ここでの国家とは，立法権力と行政権力であると理解できる。しかし，この場合の立法権力と行政権力との関係は明確にされておらず，法とその運用との同一性には種々の問題が残されたまゝ，実践指令のための基準と見做されている。

第二に，これらの解釈が，国家とは，立法権力と行政権力とであることを示唆しながらも，これらのそれぞれの機能と性格上の相違，そこにおける法解釈の立場の相違など種々の問題点を残したまゝ，一義的に国家という抽象的な概念として解消されている。

これに対して，兼子氏は，私学の「公の支配」について，次のように解している。「教育基本法によれば，国公私立を問わずすべて『法に定める学校は，公の性質をもつもの』である(6条1項)。すなわち現行教育法は，国公立学校教育は公共的なものであるが私立学校教育は私事である，という態度をとらず，両者をひとしく公共的なものとしているのである。ただし，この私立学校の公共性を旧法制下と同じく国家事業を分担するという国家的公共性と理解する傾向が強かったようであるが，そうではなく，すべての児童生徒に『教育を受ける権利』を保障すべきだという社会的要請に答えるために，現代国家が社会作用としての教育を公教育制度に組織し，私立学校も公教育制度の一環としているという意味での社会的公共性と解する方が，二〇世紀公教育法としての現行法の趣旨にそくしていると考える」[11] としている。

この法解釈は，「公の支配」が，国家支配という意味ではなく，国家は逆に国民の教育保障の義務として機能すると解されている。

この二つの対立する解釈は，前者が後者に歴史的過程の中で転換されたということではなくて，現に対立的であること，それは法が解釈的で多元的指令を内包するものであることを証明するものである。

兼子氏の陳述は，法的に厳密さを持ちながらも，わたくしが他の陳述に対しても指摘したような問題を残している。すなわち，公共性を国家の支配と解さず，公教育の主体を国民全体としながら，その保障を法とその行政権とに委ねている。そのことは，公の支配を国の支配と解する前者の解釈と実際上どこがどう違うといえるのであろうか。もちろん，兼子氏は，法解釈一般において，前者の解釈とは異なり，行政権力の権限を厳格に解釈して，その執行権の範囲をより制限しようとするものであるから，具体的な行政行為は，国民に奉仕的となると解されるかも知れない。しかし，このことは，法が解釈的であり，その対象も観念の操作によって理解されるものである限り，国家の機能とも係わって一義的に，妥当な解釈として，その実践指令を価値基準と見做して同意することはできないのである。

また，兼子氏は，国家的公共性と，社会的公共性を区別したが，旧法制下における国家的公共性をどのように理解し，そこで具体的に何を指示しているかが明確でなく，それが社会的公共性とどう違うのか，観念上における違いだけを問題にしているのかどうかなど，不明な点がある。また社会的公共性を「国民全体」ということを示していると思われるが，国民が多様な価値意識によって存在していることは，自明のことであり，そこに国家が介在し，価値の選択を行なう場合の目的——手段の合理性が，どのように想定していられるのか明白でない。

現に兼子氏は，教育権と教育行政権との不一致を示唆しており，行為における整合性と合理性とに対する問題を除外している。しかも兼子氏が，私学の公共性を「教育を受ける権利」とし，現行法における「公の支配」を，それを保障する国家義務と解しているが，これに対しては，種々の異論がある。たとえば，吉本氏は，兼子氏同様，私学の特許主義を排除しながらも，「私学教育は決して憲法第89条にいう『公の支配に属する教育事業』ではないが『公の性質』が強く維持されなければならない性質をもっている。このためには，現代社会の要求する学校教育を推進する必要上，各種の助成手段が講ぜられ，また公教育的規制を私学にも要求されなければならないと思われる」[12] として，私学は公の支配に属さないと解釈している。

ここでの私学は，「公の支配」に属せず，私立学校法第59条は違憲[13]であるとしながら，「教育が公共的事業」であるから助成されるとする解釈で，法の合理性を超越して，公共性が優先されるということである。つまり，ここでの公共性は，法の枠を越えた本質的なものとされている。

そして，吉本氏のいう公共性とは，国民全体に対して，公共のために行なわれる事業と解している。つまり，この陳述は，法律に違反するといえども，それがより国民的なものとして，公共性が規定され，その意思は，法そのものをも支配し得る効力をもつものだと認めている。

以上は，法解釈における様々な立場について述べてきたが，法文の有効性は，それ自体が実践指令を発現するものではなく，解釈されるものであり，解釈する主体と法文と，事実との関係の中で有効性をもつものなのである。つまり，法文中に「公共性」の規定があり，法文解釈のレベルで形式的には，公共性の概念を定義づけ得たとしても，法律も従来，目的的，命令的であるから，それを一般化する場合には時代的な要因を投入する必然性がある。したがって，法文解釈が，具体的な事実との関係の中で規定されない場合には，法文中の言葉をどのように分析しようとも，字義的であって，それを実践指令の価値基準とすることは，観念的，思弁的であって，当為の整合性を求めるためには，多くの問題を残している。

2. 公共性の価値基準化とその批判

そこで，「公共性」概念が事実の具体的な事柄を指示しているのか，それとも，単に規約的に内容を構想しているのかを吟味する必要がある。それについて少し例を挙げて，問題点を究明することにする。

金子氏は「学校と公共との関係」の中で，「学校の公共性とは，学校教育事業の立体（すなわち国または地方公共団体であるか）学校法人であるかによるとはいえない。むしろその教育自体が国民全体のため，すなわち学校の存在は，文化の伝達・藩殖という教育機能と民主社会の成員たる諸性能を養い，国家の存続発展とさらに広くは世界人類の平和と幸福とに貢献し得る人間を育成するという点において国民の全体さらにひろくは人類の全体に奉仕するというところにその公共性 (Pablicity) を認めるべきであると考えられる」[14] としている。

金子氏はこの公共性概念を次のような操作によって導出している。すなわち，氏は，デューイ (Dewey) の陳述を援用して，公共というのは，人間の関係的な事実であり，privacy に対する pubbicity の意味を持つものである。それは当時者を越えて第三者に影響を及ぼす場合，publicity があると考えられる[15]。したがって，教育行為もその主要な作用であり，その行為の結果と領域との基礎の上に求められるとし，それを媒介とするものとして法的規制力をもつ地域社会や国家があるとしている。したがって，公共は，法制的，自覚的に組織された国民全体であるとしている。

つまり，公共の概念は，人間の社会的関係として必然的に現われる現象であり，その現象の協働関係の中に，媒介者としての国家があると解される。そして，学校の教育は，その協働の資質を養うものとして公共性であるべきだというのである。

金子氏のこれらの陳述には，種々の未解決の問題が含まれていると思われる。すなわち，氏は公共を事実関係と見做し，教師の公共性と私事性との間に，価値の優劣を導入することによって公共性概念に価値を含めて定義している。もちろん，そのこと自体に問題があるのではない。むしろ事実から価値を導出し，それを概念に内包するというプロセスが問題なのである。金子氏の公共性概念は，当為的概念として定義されているが，次の事柄がどのように具体的なものを示しているのだろうか。すなわち，「民主的社会の諸性能」とはどういうことなのか。ここで，民主々義などという曖昧な概念が厳密に定義し得るものなのかどうか。もし仮に将来与え得られるとすれば，その操作の可能性を標示する必要である。また，「国家の存続発展」と「世界人類の平和と幸福」という理念の実現が，どのような教育的操作によって可能なのか。この二点が明晰にされなければならない。

前者について，金子氏は，「自主的決定を行ない自主的

行為をなし得る人間の集合体が民主々義国家であり，民主々義社会であるならば，そのような国家社会の形成者たるための児童・生徒は，その生活においてそれと異質的の生活をさせられるべきではない」[16] と述べている。しかし，この自主性という言葉は，意味的には，特定の価値を包摂するものではない。したがって「自主的決定」とか，「自主的行為」の中には，「自分は自主的に盗みを決意した」「そしてそれを実行した」というような行為もこの陳述からは矛盾なく理論的に導出できる。このように，社会慣習上の日常的な善悪を同時に包摂する陳述は，行為の整合を求めるには，無意味な陳述といわなければならない。

後者については，何も触れられていない。実際問題として，今日においてこのような教育のプロセスの可能性について，教育学としての結論も明示されていない。したがって，この種の陳述は，曖昧であって，判明を求め得ないのである。

このことは，前に引用した金子氏の公共性概念が，価値基準としての有効性をもたないということである。

次に中原氏の次のような陳述について検討してみよう。氏はキンドレッド(L. W. Kindred)とデューイとの援用から「『公共』という語も『世界』『社会』と同じ意味に解される。しかし，『学校と公共との関係』(School public relations) とか，さらに学校教育の立場からいう『公共関係』(public relation) という場合は，『地域社会』という意味である」としている。

そして中原氏は，学校と公共との関係について，「教育上の要求や実践を一般の人々によく理解させ，学校教育の向上に識者の関心を呼び，一般の協力を促進するという目的から，学校と地域との情報伝達交換の過程であるということができる」[17] としている。

ここでは公共が，ある対象をもつ概念であって，しかも地域社会そのものだというのである。したがって，この場合の公共性というのは，「地域社会の特性」[18] ということであって，価値的な意味を含まないことになるだろう。もちろん，地域社会を中原氏のように目的社会とみなし，a community と解するならば，公共が「共通の信念と利益によってともに結ばれた人々の集団」[19] であり，価値的であるということもできる。しかし，その場合の価値は，個々の意思であって，組織化された意思ではない。そのことは次のような問題を示唆することになるだろう。すなわち，今日のように地域社会の構成員が，殆んど共通の信念を持たず，むしろ地域を越えた価値意識集団に属しており，地域構成員としての共通の利益を持たない社会が出現している中での公共性とは何か。そこでの「教育上の要求」は，多様であり，それを学校教育に反映させるには，学校と公共（地域社会）というだけの手続きでは実現されないだろう。

中原氏が，学校と公共という関係で捕える公共を地域社会と定義することは，記述的な定義として「有意味」かも知れない。しかし，前に述べたように，地域社会といった概念は，社会の変動の中で，多様な現象を呈するものであり，現に地域社会の概念の中には，学校との係りで，地域的な共通の信念や利益が殆んどなく，コスモポリタン化しているともみられるのである。したがって，公共性とか，地域社会とかいう概念を同一義的に定義することは，その意味内容が明晰にされ，包括関係に判明を与え得ないかぎり定義が可能なのか不可能なのかさえ判断できないのである。

このように，公共性概念がその対象との関係を明晰にされないまゝ，規定された言葉，または陳述を，われわれは判明不可能なものとして，行為の整合性を求め得ないと解するのである。つまり，言葉がどのようなことを示しているのか，そして，その陳述が，どのようなことを示そうとしているかが，少なくとも言語レベルにおいて，陳述するものの意味が理解できるということができなければ，同意も反対も不可能だということである。もちろん，雰囲気的な用語や陳述をもって，感情的な同意(又は反対)がなされることは，周知のことであるが，それは一種のデマゴーグであって，記述的な厳密性をもつものではない。

私学の公共性において提起された種々の定義も，語用上の曖昧さから，私学に対する批判や在るべきものへの有効な指令力をもつ陳述とはならず，批判者と被批判者との間に，明確な対立があるのかないのかさえ判明しないのである。

われわれが教育経営において，指令または同意を求めようとする場合の基本的問題は，それらの価値の導出に当っての様々な操作過程が明示されると共に，自己と他との確言が媒介となる必要がある。価値の導出については，後に述べるが，確言ということについていうならば，次のようなことである。

「これは赤い」という命題は，「これ」が特定の対象を指示していること，そしてそのものが，赤であり赤でないものでないことが規約的に定義され，共通の言語として認知されていないかぎり真偽の判断はなし得ないのである。もちろん，公共性概念が，命題的に定義できるか否かは別であるが，少なくとも定義の内包が，曖昧さ

をもたない明晰な言葉と内容とを示していない限り，実践的，価値的指令としては，後に述べるように有意味であるとはいえないだろう。

3. 公共性概念とその負わされた関係

わたくしは，これまで公共性概念がどのような定義を与えられ，どのような観念の操作によって，導出されてきたかについて，明らかにすると共に，それを定義することの問題点を批判してきた。それには，2でも少し触れたように，次のような問題が掩蔽されていると判断したからである。

つまり，言葉は特定の対象を自来指示されるものではなく，語用論的問題を常に含んでいる。したがって対象とそれを負わされた語（記号）という関係を個々の使用者との関係で明示されなければ，その述べられた内容について意味論的に理解しただけでは，それに同意や反対などの意思表示をすることは，しばしば誤解することになるからである。たとえば，前に挙げた大沢氏の公共性の定義において，兼子氏の公共性の定義を援用したことに疑問があるとしたが，その援用が大沢氏の観念として有意味であるためには，兼子氏の用語とその対象との関係が，同時に大沢氏においても同一であることが証明されていなければならない。すなわち，兼子氏の公共性の定義は，社会公共のための教育作用を前提とした私学とその個人としての学生の思想・信条について法の作用をのべたもの[20]であって，私学の組織について，国民一般などの抽象概念を対象としたものではない。また兼子氏は，私学組織体については，私学を国法と対置的に平等なものとみる社会的教育観に基ずき，私学法制の限定性を述べている[21]。これに対して，大沢氏の公共性の意味は，記述的には法の優位性を私学経営の外在的規範として，規定している[22]と思われる。また兼子氏自身も「公の性質」については必ずしも明確な内容を示していない。このことは，両者における公共性の観念が必ずしも一致していないことを示している。

もちろん，援用における意味の対応が明晰に客観化されている場合には，曖昧さをもたないから有効であるが，このような操作は極めて客観化されがたい問題なのである。

それでは，陳述が有意味であり，有効性をもっているとはどういうことなのか。たとえば，「春になると花が咲く」という陳述は，経験的に証明し得るものであり，有意味である。しかし，「神が私を救った」というような陳述は，他人には経験できないものである。しかし，それを無意味であるとすることはできない。その人にとって神というのはどのようなことをいおうとしていたのか明白でないからである。そして，このことは，他人に対しても同じことが起るという情報を与えるものではないのである。つまり，「私学は公共的である」という陳述も，公共とは何であるのか，それが，具体的な事実としてどのようなことに対していっているのかが明示されない限り，何の情報を与えるものでもないのである。

それでは，公共性概念の内容としているものはなにか。

大沢氏は，公共性と自主性とを，私学の在り方の基本とし，次のような問題点を指摘している。つまり，(1)「私学は授業料値上げにより教育の機会均等を破棄している」[23]とか，(2)「私学は財界と癒着し，一般企業化している」[24]　(3)「私学は大学資産の私物化を行なっている」[25]等々である。

しかし，わたくしは，これらの事実から，これが，私学の私企業性に起因するものであるとか，反公共的なものであるとして，そこから公共的であるべきだという価値を一義的に導出することの可能性を疑う。たとえば，(1)は授業料値上げと教育の機会均等との関係であり，それは，授業料を値上げするという事実と，教育の機会が失なわれるという事実との関係であって，この両者は事実のレベルが違うものなのであり，直接的因果関係をもつものではない。すなわち，授業料値上げという行為は，私学の財政的要因によるものであり，教育の機会均等は，人間の平等への権利要求として出現する。したがって，この二つの問題が結合している遠因は，現代日本の国民の間に所得格差があるからなどの，他の種々の要因が明晰に分析され，その結果として，それぞれの問題の在り方を提出されるべきである。それ故に，たとえば教育の機会均等を公共性とみなし，それを価値基準として，私学の授業料の値上げは「悪い」というような批判がなされることは誤りである。

第二に，これらの事実を批判する場合，その立場と基準が確立していることが必要である。たとえば，法を基準にした場合においても，前にも述べたように，法は，法自体が対象として特定の事実を指示しているものではなく，対象と人間との関係の中で有効な指令として作用するものであって，その作用に係わる人間の主体に，指令のもつ合理性が明白に意識されていて，情報として有効である場合のみ，法の価値基準としての有効性は確立されるのである。

第三に，大沢氏は，私学の公共性を「国民全体に対し

て……」と捕えているが，その実現の過程は，法および行政を通じてのみ可能であり，国民全体とそれらの執行権力との調整がどのような手続によって実現されるのかが，明白でない。すなわち，国民全体に対する教育の在り方は多様であり，合法的であることが唯一の手段ではなく，逆に私学教育が非合法的である場合の方が，ある人々には価値的であることが価値基準の設定によってはいくらでも可能なのである。この点，私学の公共性の規定を法を根拠とする立論には限界があることを知らなければならない。また，公共性は，法制レベルの基準として規定することからは，その外延とする種々の事実を包摂し得ないという場合も起りうる。すなわち，法制をもって定義された公共性概念には，その内包と外延とのカテゴリーに集約できないものを残すことになり，教育のような社会的現象の場合には，無意味な定義となりかねないのである。

4. 公共性概念における価値基準導出の可能性

そこで，公共性がどのような意味で使用されているか。また，どのような観念を示しているものであるかを明確にする必要がある。

公共は，字義的には個人 (private) に対して公衆 (public)[26] を指示していると理解される場合もあれば，国家 (state) や地域社会 (community) を対象としている場合などあり，必ずしも価値的概念として使用されているものではない。しかし，これらの形式的な存在を示すだけの場合は稀であり，多くは，形式的存在とその機能と密接に結びつけられて使用されることが普通である。たとえば，国家を対象とする場合でも，その形式的存在にとどまらず，国家が国民の目的集団として，機能的に有機的概念とされている。したがって，公共とは，人間の意思を実現する主体として価値的に使用される場合が多い。つまり，「公共の福祉」が，個人の自由を制限することによって，社会的弱者を保護しようとする原理として出現したように，人間が社会的，集団的存在であり，そのことが一般に法則として考えられる限り，個人的利益に優位するものと認識されることも当然在り得ることなのである。何故なら，個人の幸福は，必ずしも社会一般の幸福とは常に共存するものとは限らないから，社会一般の幸福が，個人の幸福を制限することによって達成される場合もあり得る。

このことは，公共が私人に優位するという価値関係を示すものではなくて，両者は相対的に包括的であって，その実践上の対立は，相対的なものとして計量的に決定づけられる。しかし人間が社会的である限り，個人レベルでの要求が，あるいは実践が社会の維持作用と無縁にあるのではなく，個人に共通する要求があると考えられる。それは，人間の要求の法則性とでもいわれるべきもので，それが恒常的であるか，隅然的であるかは別にして，集団社会の意思作用とみることができるのである。たとえば，公共事業といわれるものも，相対的に共通意思の反映としての実践作用であり，それは特定の個人にとどまらず，大衆の要求に共有される価値意識とみることができる。しかし，そうしたことの行為は，個人に帰属することは困難であるから，それを実現する主体として，個人とは別個の意思集団を組織し，それによって実現するという手段が考えられた。それが国家であるとか，地方公共団体とかである。しかし，それだからといって，国家や地域集団が公共なのだということはできない。たとえば，国家機能に内在する特定の思想の支持や弾圧などの体制維持作用が，公共的のカテゴリーに入るかどうか疑問がある。このことは，公共性概念が特定の対象を指示できるという概念ではなく，それが定義できるか，できないかを決定すること自体，極めて困難なことなのである。たとえば大沢氏の公共性の定義の場合もそうであるが，法を基準として，法は公共的なものであるとか，それの適用範囲が公共的なのだというような保証は誰もできないだろう。そこで，公共性は操作的に具体的な事例の中で規定され，その具体例が法に照合して，計量的に公共的であるとかないとかが判断される。つまり，そうした操作による定義と法とが対立的な場合は法自体がその意思の方向に改正されることが要求され，また同一趣旨の場合には，より確固とした規定として法の権威を維持することになる。たとえば，ある私学において，理事が学校の金を数年間遊興費に使ったことが判明したといった場合，われわれがすでにもっている基準に従って，その理事自身を批判する場合もあれば，それが他の私学にも多かれ少なかれあるといった事例が発見できれば，その原因を考え，私学は財政の公開を義務づけられていないからであるとかが一般的に認識され，財政の公開が義務づけられるべきだとか，法によって義務化せよといった指令が生じてくる。それをわれわれが何と呼ぶかは自由であるが，このような操作によって導出された私学の財政の公開とその指令とを含めて一般にそれが公共性があるといわれるならば，そうした事例をもって公共性を価値的なものとみることができよう。つまり，われわれが，公共性が何であるか，その本質概念を追求することは，検証できないものを観念的に追求する

ことにとどまり，それは，曖昧な情報を提供しているにすぎないのである。そこで，それが有効な情報として，指令力をもつためには，日常的な具体的な問題から出発して，しかもどのような高度の指令を出すにしても，常に日常的な次元に照して考察されなければならないと思うのである。

注

1) 大沢勝著「現代私立大学論」(風媒社) p. 37.
2) 大沢　前掲書 p. 41.
3) 大沢　前掲書 p. 174-175.
4) 教育刷新委員会 第一回 建議事項(21.12.27).
5) 同上　第三回 建議事項(22. 4.11).
6) 同上　第十回 建議事項(22.12.12).
7) 福田繁・安嶋弥共著「改訂私立学校法詳説」(光文堂新光社) p. 26-27.
8) 有倉遼吉・天城勲共著「教育関係法」II (日本評論新社) p. 91-92.
9) 私立学校法案に関する件(衆議院議事録24.11.28)
10) 帝国憲法改正案委員会 (衆議院議事録21. 7. 5.)
11) 兼子仁者「教育法」有斐閣 p. 96-97.
12) 吉本二郎著「公教育」—『学校と教育政策』世界書院 p. 9.
13) 吉本　前掲書 p. 9-10.
ここで，吉本氏は法学協会「註解日本国憲法」を援用している。
14) 金子孫市著「学校と公共との関係」—『学校と公共』所収　世界書院 p. 35.
尚，Publicity という用語について，ジョン・ウォルトンは次のようにいっている。「学校の公共性 (school publicity) という初期の用語は，出版社を連想させる言葉であって，教育職の伝統にはややそぐわない嫌いがあり，今日ではもっと立派なパブリック・リレーションズという用語にほとんど取り替えられるに至っている。公共性 (publicity) という言葉は，すでに陳腐な感じを帯びているので，実業においても，政治においても共に専門的品位を保つため，パブリック・リレーションズという用語を使用するようになっている。ジョン・ウオルトン著，川地理策訳「教育行政と教育政策」明玄書房 P. 147.
15) 金子　前掲書，p. 21-22.
ここで，金子氏は，Dewey: The public and its problems, 1900. を援用している。
16) 同上 p. 12.
17) 中原英雄著「公共関係の基礎」『学校と公共』所収 世界書院 p. 150.
援用は Kindred: School public relations 1957
18) 中原　前掲書 p. 152.
19) 金子　前掲書 p. 23.
20) 兼子仁著「教育裁判判例集」東大出版 p. 136-140.
21) 兼子　前掲書「教育法」p. 95.
22) 前の引用文の他，大沢勝著「日本の私立大学」青木書店 p. 157.
23) 大沢前掲書「日本の私立大学」p. 23.
24) 同上 p. 49.
25) 同上 p. 33.
26) 日本教育社会学会編「教育社会学辞典」東洋館 p. 53.